

秩父市農業委員会 平成30年 第12回 定例総会 議事録

1 会 期 平成30年12月21日（金）午後2時03分から  
同 日 午後2時58分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員（11人）

会 長	12番	糸 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員（2人）

委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第69号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて

	て	(8筆)
議案第70号上程	農地法第3条の規定による許可申請について	(1件)
議案第71号上程	農地法第4条の規定による許可申請について	(1件)
議案第72号上程	農地法第5条の規定による許可申請について	(9件)
議案第73号上程	農用地利用集積計画の決定について	(1件)
議案第74号上程	農用地利用配分計画の意見について	(1件)
日程第8	閉 議 ・ 閉 会	

6 出席した農地利用最適化推進委員（14人）

第1区域	吉川 稔	浅見 健
第2区域	小林 弘	笠原 広久
第3区域	田口 俊夫	小久保 健司
第4区域	新井 一郎	大島 正一
第5区域	番場 誠二	齋藤 武志
第5区域	高岸 義雄	引間 勲
第6区域	長谷川 満	千島 初夫

7 欠席した農地利用最適化推進委員（なし）

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤 隆夫	主 幹	帆刈 敏晃
参 与	高野 明生	主 事	岩田 直樹
主 幹	新井 幸男	主 幹	新地 広幸
主 幹	加藤 和彦		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

**議長（条会長）** ただいまから、秩父市農業委員会平成30年第12回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

**議長（条会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いた

しましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（糸会長）** 本日、10番黒澤 元国委員、11番豊田 辰夫委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（糸会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（糸会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。13番 彦久保 利平 委員 及び 1番 新井 初男 委員のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主幹及び岩田主事を指名いたします。

### 日程第5 諸 報 告

**議長（糸会長）** 次に、諸報告についてですが、総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に 処理した案件 はありませんでしたので、ご了承願います。

### 日程第6 審 議 議 案 の 報 告

**議長（糸会長）** 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**斎藤事務局長** それでは、平成30年 第12回 総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第69号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて	
が	8筆
議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請についてが	1件
議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請についてが	1件
議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請についてが	9件
議案第73号 農用地利用集積計画の決定についてが	1件
議案第74号 農用地利用配分計画の意見についてが	1件

以上でございます。 よろしく申し上げます。

**議長（衆会長）** ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

## 日程第7 議 案 審 議

### 議案第69号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて（8筆）

**議長（衆会長）** 議案第69号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**新井主幹** 議案第69号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて説明をいたします。議案書の1ページをご覧ください。

農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要がありますが、その一つに「申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること」という下限面積要件があります(第3条第3項第3号)。

なお、この下限面積が、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。また、秩父市農業委員会としましても、この規定により平成30年1月22日に開催した全員協議会において出席した農業委員及び農地利用最適化推進委員の総意により、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

このたび、本議案を上程いたしますのは、議案書2ページの 2 農地法施行規則第17条第2項による区域、

下吉田 字 首部沢	田	1筆	512平方メートル
下吉田 字 新田原南	畑	2筆	953平方メートル
下吉田 字 井上	畑	1筆	1662平方メートル
下吉田 字 夏梅	畑	4筆	1208平方メートル

を設定するものです。

[首部沢]

案内図の1ページをご覧ください。申請地は県道下小鹿野・吉田線釜の上農園

村交差点から南に約1700m付近です。農地所有者は、今後農業を続けていくことができなくなってしまったため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しています。現地を確認したところ保全管理がなされていました。

〔新田原南〕

案内図の2ページをご覧ください。申請地は県道下小鹿野・吉田線釜の上農園村交差点から南南東に約1040m付近です。農地所有者は、大工業を行っており、畑に手が回らず耕作ができないため将来的に遊休地になってしまう恐れがあることから、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しています。現地を確認したところ保全管理状態でした。

〔井上〕

案内図の3ページをご覧ください。申請地は吉田総合支所から西南西約570m付近です。農地所有者は、今回の農地以外にも所有地があり、特に自宅周辺に畑を所有しており、また、高齢になってきたこともあり今後耕作をしていくことが難しくなったため、本申請地を新規就農者へ譲渡することを希望しております。現地を確認したところ耕作されていました。

〔夏梅〕

案内図の4ページをご覧ください。申請地は、主要地方道皆野両神荒川線・龍星会館前交差点から南西530mの周辺に点在しています。農地所有者が、農業を行うために取得した土地ですが、自身で耕作することができず農業を続けていくことが難しくなったことから新規就農者への譲渡を希望されています。現地を確認したところ、4筆のうち2筆については耕作されていました。残りの2筆については保全管理状態でした。

それぞれ議決いただいた後はその旨を公示し、市ホームページにおいても周知いたします。その後同地にて、新規就農しようとする者は、農地法3条第1項の規定による許可を受けることとなります。説明は以上です。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**1番（新井委員）** 首部沢に係る案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。先日事務局と高岸委員とで現地を確認してきました。保全管理されており農地として有効でありました。

**5区（高岸推進委員）** 現地を確認したところ、条件を満たしており農地として

利用してもらえないならいいと思います。

**4番（高野委員）** 新田原内南と井上に係る案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。先日事務局と引間委員とで現地を確認してきました。保全管理されており所有者がこれ以上農業ができないということで止むを得ないと思います。

**5区（引間推進委員）** 現地を確認してところ、別段問題ないと思います。

**13番（彦久保委員）** 夏梅に係る案件について意見を申し上げます。先日事務局と番場委員とで現地を確認してきました。現地は保全管理されており所有者がこれ以上農業ができないということで止むを得ないと思います。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

**5区（番場推進委員）** 先日現地を確認してところ、さらなる農地利用促進に繋がればいいと思います。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第69号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 賛成多数であります。よって、本案は可決することに決しました。

**議案第70号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （1件）**

**議長（糸会長）** 次に、議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**斎藤事務局長** それでは、番号1についてご説明申し上げます。

譲受人、譲渡人、申請地については議案書記載のとおりです。

案内図の 5ページをご覧ください。

申請地は、平成16年に相続により取得した農地で、国道299号蒔田交差点の南東付近です。

申請事由ですが、譲受人は現在申請地の隣に居住していますが、譲渡人が遠方

へ転出したため土地を処分したい意向があり申請地に隣接した譲受人に打診したところ農業経営規模拡大をしたいとして、このたびの申請に至りました。

なお、譲受人の現所有農地については、蒔田地内に 田 2361㎡畑 1028㎡を所有しており、現地を確認したところ、耕作地となっていました。また、和牛4頭を飼育しております。よって、申請農地取得後の農地面積は4,689㎡になり、尾田蒔地域の下限面積20aを超えております。

申請農地の作付け計画ですが、米、小麦、とうもろこしを作付けする予定で、農作業歴につきましても50年であり、農業機械の保有状況につきましても、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、耕運機5台を所有していることから、許可要件を満たしていると考えます

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**8番（豊田委員）** 議案第70号 番号1について意見を申し上げます。概要につきましても、先程、事務局が説明をしたとおりです。現地を確認したところ譲受人の自宅の隣接地で遊休農地が無くなるのでよろしいと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**2区（笠原推進委員）** ただいま、事務局と8番委員が説明をしたとおりです。譲受人も農業を永くしており、別段問題はないものと思います。ご審議をよろしく申し上げます。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第70号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

議案第71号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （1件）

**議長（糸会長）** 次に、議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**帆刈主幹** それでは、番号1についてご説明申し上げます。

申請者、申請地等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷字天水(てんすい)・畑・1筆・17平方メートルで、平成30年に相続により取得した土地です。

案内図の6ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道和銅黒谷駅の南東約690メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由は、住宅用地の拡張です。

申請者は、申請地の隣接宅地に住宅を所有し居住しておりまた、本申請地を平成6年頃から、農地転用許可の無いまま隣接宅地と一体として住宅敷地として利用してきたとのことです。

今後も同様に使用していきたいことから、始末書添付の上申請されました。

申請地の現況は、住宅敷地の一部として利用されておりました。

また、申請地の隣接に農地は無く、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われれます。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**2番（横田委員）** 議案第71号 番号1について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。住宅用地の拡張ということによろしいのではないのでしょうか。皆様のご審議をよろしく願います。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第71号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。



(挙手をする人あり)

**議長(会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第72号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (9件)**

**議長(会長)** 次に、議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田主事** 番号1の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は上宮地町 畑 1筆 115㎡で、平成22年に相続により取得した土地です。

案内図の7ページをご覧ください。申請地は秩父警察署から南に約200m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は駐車場用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、申請地のすぐ東側に住宅を構え、居住しておりますが、敷地が手狭であり、駐車スペースが十分に確保できずにいました。方や、譲渡人は市外に在住しており、申請地を畑として利用することが困難な状態にあります。そこでこの度、譲受人が当申請地を買い受け、所有の宅地と一体利用し、妻や子ども2人、来客用の駐車場として利用したいとして申請されました。申請地取得後の合計敷地面積は、既存の宅地137.02㎡に申請地を加えた252.02㎡となります。

計画では申請地を整地したうえで駐車場用地、4台分として利用する予定になっており、これに伴う資金調達計画も整っております。隣接に農地もありませんので、転用による周囲の営農状況への影響はないものと考えられます。

現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

**高野参与** 番号2、番号3について、ご説明申し上げます。

はじめに、番号2ですが、譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、8ページをご覧ください。

申請地は、久那 字番場 畑 1筆 586㎡で、久那小学校の北東430m付近に位置し、平成17年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっ

ていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。

申請事由ですが、譲渡人は会社勤めのため、継続して耕作することが難しく、長期間遊休地として放置していることから、除草など、土地の維持管理費が負担となっていました。そこで、太陽光発電事業等を行う譲受人がこの土地を買い受け、太陽光発電施設を設置することで、土地の有効活用を図りたいとして申請されました。

事業計画では、太陽光パネル 288 枚と、付属の機器等をそれぞれ設置することになっています。

資金計画等も整い、発電事業計画についての認定、電力需給契約についての承諾を得ていますので、計画上問題は無いと思われれます。

また、隣接農地耕作者からの承諾書も添付されており、周囲の営農状況に支障が生じることは無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、一部に梅と柿が植栽されており、その外は保全管理状態の農地でした。

次に、番号3について説明します。

譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、9 ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字内出 畑 1 筆 201 m<sup>2</sup>で、影森郵便局の南東 210m 付近に位置し、平成 27 年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅用地の拡張です。

申請事由ですが、譲受人は、申請地の隣地に家族で暮らしておりますが、各自が自動車を所有していることから、現在の敷地では自動車の入れ替えに、一旦公道上に自動車を移動させるなど不便をきたしています。

道路が狭いこともあり、近隣に迷惑をかけ無いためにも申請地を譲り受け、駐車場として利用したいと申請されました。

なお、隣接する農地が無いため、周辺への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、管理されている農地でした。

**帆刈主幹** 番号4から番号7の案件について説明をいたします。

それでは番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字宿東(しゅくひがし)・畑・1筆・347平方メートルで、平成21年に相続により取得した土地です。

案内図の10ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道大野原駅の北東約770メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、建売住宅用地です。

譲受人は、市内山田に本店を置き、建築、土木工事、及び不動産業を主な目的としている法人です。

このたび、譲受人が建売住宅のための土地を探していたところ、主要幹線道沿いにあり、交通の便も良く、居住環境の良い本申請地を譲っていただける話がまとまったため、ここに2棟分の建売住宅を建築し販売したいとして転用申請されました。

現地を調査したところ、不耕作ですがおおむね保全管理されておりました。

また、本申請地の隣接農地所有者の代表者から、農地転用することの承諾書も添付されており、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われます。

つづいて番号5について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字築瀬(つくせ)・畑・1筆・167平方メートルで、平成22年に相続により取得した土地です。

案内図の11ページをご覧ください。

申請地は、県立秩父農工科学高等学校の北約600メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、住宅用地です。

譲受人家族は現在、市内にある公営住宅に居住しておりますが、四人家族ということもあり、なにかと手狭になってきたとのことでした。

そこで、住宅を新築したいとして土地を探していたところ、本申請地を譲っていただけることになったため、このたび転用申請されました。

現地を調査したところ、きれいに管理された畑でした。

また、申請地の隣接農地所有者は譲渡人本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われます。

つづいて番号6について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字下矢行地(しもやぎょうじ)・畑・1筆・302平方メートルで、平成29年に相続により取得した土地です。

案内図の12ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校の西約670メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、住宅用地です。

譲受人家族は現在、市内にあるアパートにて生活をしておりますが、なにかと手狭になってきたとのことでした。

そこで、譲受人の妻が所有の本申請地を使用貸借し、ここに住宅を新築したいとして、このたび転用申請されました。

現地を調査したところ、不耕作状態でした。

また、申請地の隣接農地所有者は譲渡人本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われまます。

つづいて番号7について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字田尻(たじり)・畑・1筆・14平方メートルで、昭和49年に相続により取得した土地です。

案内図の13ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校の北約1キロメートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、排水路用地です。

譲受人は昭和63年頃、本申請地の隣接地に農地転用許可を取得したうえで住宅を新築し、その当時から本申請地をその住宅からの排水路を埋設し利用していたとのことでした。

今後も同様に排水路用地として利用していきたいこと、また、このたび譲渡人より贈与を受けることになったため、始末書添付のうえ申請されました。

現地を調査したところ、排水路の途中2箇所マンホールがあり、それ以外の地表部は不耕作状態でした。

また、本申請地の隣接農地所有者から、農地転用することの承諾書も添付されており、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われまます。

**新井主幹** 番号 8、9 について一括して説明をいたします。

まず番号 8 ですが、借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は下吉田 字 取方 畑 1 筆 4 8 6 m<sup>2</sup>で、平成 4 年に相続により取得した土地です。

案内図の 1 4 ページをご覧ください。申請地は吉田小学校の南東約 5 2 0 m 付近にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

転用目的は住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は昭和 6 0 年 1 0 月に、農地法の手続きを行わないまま、本申請地を借り受け住宅を建築しました。この度、申請地の所有権を、売買により譲り受けるにあたり確認したところ、農地のままであったことが判明し、始末書添付の上、申請されたものです。

資金調達計画も整っており、隣接に耕作している農地也没有ありません。

現地を確認しましたところ、母屋、倉庫、店舗がありました。

続いて番号 9 について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、下吉田 字 新田原内南（しんでんばらうちみなみ）

畑 1 筆 1, 0 3 6 平方メートル、平成 6 年に相続した土地です。

案内図の 1 5 ページをご覧ください。申請地は県道下小鹿野吉田線 釜ノ上農園村交差点から 南 約 1 1 7 0 メートル付近にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、市道改築工事（吉田幹線 105 号線道路改築工事）に伴う、残土および砕石類等の資材を置く場所としてとして使用するための一時転用案件であり、転用期間は許可日から 5 ケ月間です。残土につきましては、工事の中で再び工事個所に埋め戻される予定になっています。

なお、申請地は、農用地区域内にある農地であり、転用につきましては農用地

からの除外を必要とする土地ですが、一時的な利用に供するもので秩父市が定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものですので、例外的に転用を許可する場合に該当するものと考えます。

なお、工事完了後は、借受人が速やかに農地に復旧し、貸渡人に返すことになります。

現況を確認しましたところ、保全管理状態でした。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**9番（加藤委員）** 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。周辺の宅地化の状況、また、第3種農地であり、許可を相当とすることによろしいものであると考えます。

**5番（富田委員）** 番号2番の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地を確認してまいりましたが一部柿、梅が植えられていました。隣接も太陽光発電施設があり止むを得ないと考えます。次に番号3については現地は耕作されておりましたが、申請事由から止むを得ないと判断しました。皆さんの判断をお願いします。

**3番（高橋委員）** まず番号4について意見を申し上げます。現地に行ってみますと不耕作地で譲渡人も遠方に住んでおり耕作するのは無理で周辺も宅地化されております。番号5については現在公営住宅住まいで家を建てて住みたいということであり、譲渡人もあまり農業をしていないという状況です。どちらも致し方ないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

**7番（新田委員）** 番号6の案件について意見を申し上げます。譲受人は現在アパート住まいで手狭になったとのことで妻名義の不耕作地に家を建てたいということです。止むを得ないものであると考えます。

**2番（横田委員）** 番号7について意見を申し上げます。概要は事務局の説明したとおりで、排水路設備ということなので止むを得ないものと思います。よろしくお願いします。

**13番（彦久保委員）** 番号8について関連して意見を申し上げます。概要は事務局の説明したとおりです。追認ということですが致しかたないものであると考えます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

**1番（新井委員）** 番号9の案件について意見を申し上げます。事務局から説明があったとおりですが、公共工事の一時転用ということなので止むを得ないと

思います。皆さんの判断をお願いします。

**議長（会長）** ありがとうございました。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第72号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第73号上程 農用地利用集積計画の決定について** （1件）

**議長（会長）** 次に、議案第73号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**新井主幹** 議案第73号 農用地利用集積計画の決定について説明をいたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法、この後は基盤強化法と申し上げますが、その第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、いずれも平成30年12月3日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることが目的としています。

それでは、計画の内容を申し上げます

貸付けに係る土地について、借受人、貸付人、土地の所在等は議案書をご覧ください。

申請地は、吉田阿熊 字 横田倉（よこたぐら）、畑1筆 1626㎡

案内図の16ページをご覧ください。申請地は「道の駅龍勢会館」から北北西に約2630メートル周辺に位置しています。

利用権設定期間ですが、平成31年1月1日から10年間です。

借受人は、昨年3月「秩父市農業担い手育成塾」を卒業し、現在は下吉田 字釜ノ上地内でブドウの栽培に取り組んでいます。現地を確認したところ、すでにカボスが植栽されています。草がそのまま枯れた状態となっていますが、今後きれいにしてカボスを栽培していく予定です。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**4番（高野委員）** 議案第73号に係る利用集積について意見を申し上げます。

事務局と引間推進委員と3人で現地を確認してきましたが傾斜が強い農地でカボスを栽培していますが、新規就農者である借受人が引き継いでカボスを栽培していくということです。頑張っておりますので問題はないものと思います。よろしくお願ひします。

**第5区（引間推進委員）** 4番委員と同様な意見です。現地は鹿除けネットも張っており管理をしっかりしています。問題はないと思います。よろしくお願ひします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第73号については、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり決定することに決しました。

**議案第74号上程 農用地利用配分計画の意見について （1件）**

**議長（糸会長）** 次に、議案第74号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会会議規則第10条に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、5番 富田 和雄 委員、6番 石橋 総一郎 委員、4区新井 一郎 推進委員におかれましては、議場



から退出願います。

(3 委員が退室する)

事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田主事** 議案第 74 号 番号 1 農用地利用配分計画について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成 30 年 12 月 7 日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成 30 年第 11 回総会、議案第 67 号におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。

案内図の 17、18 ページをご覧ください。

秩父市太田 字 青石、字 磯端 畑 2 筆 3801 平方メートルにつきまして、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手に配分する計画です。

貸借期間は平成 31 年 3 月 1 日より 10 年間で、賃料は 1 年、10 アール当たり 2000 円です。

担い手は平成 28 年に設立された法人で、大田地区の中心的な農業経営体であり、地域内の農業者のほとんどが組合員となっており、また、この度の農地の配分にあたっては申請地を借り受け、小麦、大豆の栽培をおこなう計画となっております。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

**議長（桑会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**4 番（高野委員）** 議案第 74 号に係る利用配分について意見を申し上げます。

大島推進委員と現地を確認してきました。農事組合法人で借り受けるということで、意義ございません。よろしくお願いします。

**4 区（大島推進委員）** 4 番委員と同様な意見です。農事組合法人なので問題ないと思います。よろしくお願いします。

**議長（条会長）** ありがとうございました。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（条会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（条会長）** お諮りいたします。議案第74号について、農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、異議はありませんか。

（「異議なし」という人あり）

**議長（条会長）** 異議なしと認めます。よって、本案はそのように決しました。

（3委員が入室する）

#### 日程第8 閉 議 ・ 閉 会

**議長（条会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会平成30年第12回定例総会を閉会いたします。